

令和7年度動物愛護管理研修実施要綱

環境省環境調査研修所

1. 目的

人と動物の共生社会の実現にあたり、一部の不適正な動物取扱業者や増加する動物虐待事案への適切な対応、災害時の避難所におけるペット同行避難の受入れ体制整備、野良猫による人の生活環境被害の防止など、動物の愛護及び管理に係る様々な取組が行政機関や職員において求められている。

このような背景から、本研修は、国及び地方公共団体等において動物愛護管理に関する業務を担当している職員が、動物愛護管理を巡る課題と基本的な考え方、ペット問題に関する様々な取組等業務実施に必要な専門的知識を習得するとともに、全員合宿による研修生間の交流を通じて相互啓発及びネットワーク形成を図ることを目的として実施する。

2. 期間及び会場

(1) 期間：令和7年7月15日（火）から7月18日（金）まで（4日間）

※期間中は受講者全員合宿制となります。

(2) 会場：環境調査研修所 〒359-0042 埼玉県所沢市並木3-3
TEL 04-2994-9766

3. 教科内容

3頁のとおりとする。

4. 研修予定人員

90名程度

5. 研修を受ける資格

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 国において動物愛護管理又は自然環境業務を概ね2年以上経験している者、地方公共団体等において動物愛護管理業務を概ね2年以上経験している者及び環境省において実務修習中の環境行政実務研修生。
- (2) 研修受講に支障のない健康状態にある者。
- (3) 所属長の推薦を受けた者。

6. 研修生の推薦方法

所属長は、研修生を推薦する場合、別紙様式による被推薦者名簿を添えて、令和7年5月30日（金）までに環境調査研修所に提出すること。なお、2名以上推薦する場合、被推薦者名簿に推薦希望の順位を示すこと。

【提出先】教務課：KYOMU_KA@env.go.jp

7. 行政事例の作成

研修生が日々抱えている問題事例を共有し、事例と問題の理解を深め、情報を交換し、問題解決の糸口を探る等により、今後の業務遂行に資するとともに、研修生相互の啓発、交流を図ることを目的として「行政事例発表」を実施する予定。受講決定者に様式を送付するため、行政事例を必ず作成させたい。環境調査研修所まで提出すること。なお、詳細や不切等については別途連絡する。

8. 被推薦者が定員を超えた際の調整方法

- ・同じ推薦機関で2名以上の希望があった場合、推薦希望順位を留意し、調整する場合がある。
- ・定員を超えた場合、地方公共団体を優先させていただく場合がある。
- ・調整するに当たっては、過去の受講実績などを考慮する。

9. 研修生の決定

環境調査研修所所長は、6の推薦に基づいて研修生を決定の上、推薦者にその旨を通知する。

10. 修了証書の交付

- ・受講の状態（修了または未修了）については、研修終了後所属長に通知する。なお、所定の課程（原則として1割以上欠課した者を除く。）を受講した場合に修了とする。
- ・修了した場合、修了証書（電子データ）を交付する。

1 1. 経費

往復に必要な旅費及び滞在費は所属長の負担とする。
ただし、環境省の職員については、環境調査研修所から支給する。

1 2. 日程について

別添 2 「日程表（令和 7 年度動物愛護管理研修）」のとおり。

* 次の情報を環境調査研修所ホームページ（URL [http:// neti.env.go.jp](http://neti.env.go.jp)）に掲載していますのでご参照下さい。

◎ 「研修ガイドブック」（研修受講に当たっての留意事項に関する情報を掲載しています。）

◎ 「実施要綱」・「被推薦者名簿」様式

<令和7年度動物愛護管理研修／教科内容>

教科目

時間

I 1日目

1. 動物愛護管理行政概論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2時間00分
動物愛護管理の意義や法制度、課題や展望について知見を得る。
2. 動物のしつけや問題行動相談対応及び譲渡に向けた行動修正について・・・・・・・・ 1時間00分
犬や猫のしつけや問題行動に関する相談や譲渡に際し、獣医学的、行動学的な観点からの適切な対応を行うための知見を得る。

II 2日目

3. ペット災害対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1時間20分
災害時におけるペットの同行避難や自治体における受入れ体制について取組事例や工夫点、課題について知見を得る。
4. 地域猫対策とその後・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1時間20分
野良猫による生活環境被害の防止と動物愛護の両立に根ざした地域猫活動に関する取組事例や工夫点、課題について知見を得る。
5. グループワーク（災害時の避難所立ち上げと同行避難対応）・・・・・・・・ 3時間00分
災害発生時の避難所立ち上げや行政の動物対応について図上による訓練を実施し、避難者受入体制の見直しや基礎自治体等との連携、受援体制の構築など自治体の災害時対策における課題の把握と災害時対応の改善を図る。

III 3日目

6. 多頭飼育問題対策における多職種連携の在り方・・・・・・・・・・・・・・・・ 1時間30分
多頭飼育問題について、発生の背景や対応方法、事例紹介、動物愛護部局や社会福祉部局をはじめとした多職種連携などについて、知見を得る。
7. 虐待事例と臨床獣医学、シェルターメディスン・・・・・・・・・・・・・・・・ 4時間10分
動物愛護管理法における罰則規定等、動物虐待等に関する基本事項について知見を得る。
シェルターに特化した獣医療としてのシェルターメディスンを理解するほか、シェルター以外の地域の動物問題についても知見を得る。

IV 4日目

8. グループワーク（不適正な動物取扱業者への対応）・・・・・・・・ 4時間10分
不適正に動物を取扱う動物取扱事業者に対する適切な対応をグループワークで検討し、研修で得た専門的知見の活用を図るとともに、研修生間の交流を通じて相互啓発及びネットワーク形成を図る。

VI その他

9. その他（開・閉講式、オリエンテーション、各自治体における事例紹介・意見交換）・・ 3時間45分

合計 22時間15分

（注）

○教科内容および講義時間は、都合により一部変更になることがあります。

○開講式は13時15分より行いますので、12時45分までに入所してください。

○閉講式は15時45分に終了する予定ですが、講義時間の延長等により若干遅れる場合があります。

○帰路の航空機や列車の時間等により、最終日の講義や閉講式等を欠席することは認めません。